

消費税納付専用定期積金「そなえくん」

2019 年 5 月 1 日現在

1.商品名	・ 消費税納付専用定期積金「そなえくん」
2.販売対象	・ 消費税を納付する法人および個人事業者
3.期間	・ 1 年
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・ 定期または数回にわたり掛金の払込ができます ・ 10,000 円以上 ・ 10,000 円単位
5.払戻方法	・ 満期日以後に一括して給付契約金を支払います
6.利息(給付補填金) (1)適用金利 (2)給付補填金の支払方法 (3)計算方法	・ 固定金利 ・ 契約時の店頭表示の利率+0.1%を満期日まで適用します ・ 給付補填金は満期日以降に一括して支払います ・ 給付補填金は付利単位を 100 円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します
7.税金	・ お利息には、20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 - ただし、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間にお受け取りの個人の給付補填金には 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります ・ 法人は総合課税となります
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	・ 普通預金等からの自動振替による受入ができます
10.中途解約時の取扱い	・ 満期日前解約する場合は、解約時の普通預金利率により、利息相当額を計算し、この積金の掛金残高とともに支払います
11.金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12.苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9 時～17 時、電話：088-622-3263）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13.その他参考となる事項	・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または約定利回り（1 年を 365 日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます ・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・ 預金保険制度の付保対象預金です 決済用預金を除く当庫預入の他の保護対象預金と合算して、預金者 1 人あたり元本合計 1,000 万円までとその利息等が保護されます